

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部訓練課長 殿

厚生労働省職業安定局総務課

訓練受講支援室長補佐

令和 8 年熊本地震に関する求職者支援制度に係る
運用上の留意事項について

日頃から、求職者支援制度等の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

求職者支援制度については、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「要領」という。）等に基づき運用しているところですが、標記地震によって貴局管内の訓練受講者、訓練実施機関の双方に甚大な被害が発生し、今後の訓練の受講や職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給に少なからず支障を来すことが考えられます。

これらを踏まえ、求職者支援制度の運用上特にご留意いただきたい点について下記のとおりお示ししますので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 「やむを得ない理由」によって訓練を途中で終了する場合について

暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できない場合（見込みを含む）については、「やむを得ない理由」により訓練を途中で終了することができ、その理由として適当であると考えられるものについては要領 10061 ニに列举されている。さらに、列举された理由以外で「やむを得ない理由」とすることが適当であると考えられるものについては、その都度理由を付して当室あて照会することとされている。

標記地震のような大規模な災害により訓練受講者が被害を受け、暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できないといったケースは要領 10061 ニにおいて予め想定されていないが、標記地震によって被害を受けた訓練受講者が暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できず、訓練を途中で終了したい旨を申し出た場

合は、「やむを得ない理由」として差し支えなく、その際には当室あての照会
は不要であること。

また、訓練実施機関側の理由によって暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席
できない場合は、既に「やむを得ない理由」とすることが適当であるものとし
て列挙されていること。

2 指定来所日の変更について

標記地震の被害により、指定来所日に公共職業安定所（以下「安定所」とい
う。）に来所できない場合、要領 09023 に基づき訓練受講者からの申出により、
指定来所日を変更することができること。

訓練受講者の被った被害の度合いによっては、当然に指定来所日の来所より
も優先させるべきことがあり得るので、本日以降当面の間、必要に応じて指定
来所日に来所できるかを安定所等から受講者に対して確認すること。

3 就職支援計画書を紛失した場合について

標記地震の被害により、就職支援計画書（以下「計画書」という。）を紛失し
た場合については、計画書を紛失した訓練受講者からの申出により、計画書
を作成した安定所において再交付を行うこと。

具体的には、訓練受講者からの申出を受け、申出者の本人確認を行い、安定
所長の決裁を経た後所要の再作成処理を行い、再作成した計画書の第 1 面右上
に「再交付」と朱書きすること。詳細は令和 7 年 3 月 31 日付け職訓発 0331 第
2 号、開訓発 0331 第 1 号「求職者支援制度に係る質疑応答集（令和 7 年 4 月
改訂）の送付について」別添「求職者支援制度に係る質疑応答集」（以下、「質
疑応答集」という。）P 87 問 7 を参照するとともに、質疑応答集別紙 4 に再交
付の申請に係る様式例があるので、参考とすること。

4 給付金受給者が訓練期間中に急逝した場合について

標記地震の被害により、仮に訓練受講者が訓練期間中に急逝した場合であっ
ても、給付金は訓練受講者本人が支給申請を行うことによりその支給を決定す
るものであるため、遺族から支給申請を行うことはできないこと。詳細は、質
疑応答集 P 179 問 4 を参照すること。

（担当）

職業安定局総務課訓練受講支援室
訓練受講者支援企画係
（内線 5272・8450）